

## ③保険料基準額

第9期における第1号被保険者の介護保険料基準額を下記により算出すると、月額6,860円になります。

保険料基準額（月額）	<b>6,860円</b>
------------	---------------

区分	3か年累計
① 保険料収納必要額	2,522,655千円
② 予定保険料収納率	99.00%
③ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	30,955人
<b>④ 保険料基準額（月額）</b> ①÷②÷③÷12	<b>6,860円</b>

保険料基準額（月額）の内訳は次のとおりです。

	第9期	
	金額（円）	構成比
総給付費	6,384	88.5%
在宅サービス	2,753	38.2%
居住系サービス	486	6.7%
施設サービス	3,145	43.6%
その他給付費	434	6.0%
地域支援事業費	436	6.0%
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0	0.0%
市町村特別給付費等	0	0.0%
保険者機能強化推進交付金等の交付金	-41	-0.5%
保険料収納必要額（月額）	7,213	100.0%
準備基金取崩額	-353	4.9%
保険料基準額（月額）	6,860	95.1%

#### ④所得段階別保険料

第9期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

##### ■第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	所得等の条件		保険料	
			基準額に対する割合 (軽減後)	年額 (軽減後)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者</li> <li>・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</li> </ul>		0.455 (0.285)	37,450円 (23,460円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.685 (0.485)	56,380円 (39,920円)
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.69 (0.685)	56,800円 (56,380円)
第4段階	本人が市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	74,080円
第5段階 (基準額)		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	1.00	82,320円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	98,780円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	107,010円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	123,480円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	139,940円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	156,400円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	172,870円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	189,330円
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上	2.40	197,560円	

※低所得者の保険料軽減を図るため、第1段階～第3段階を対象に公費が投入されます。(公費投入後の基準額に対する割合 第1段階 0.455→0.285、第2段階 0.685→0.485、第3段階 0.69→0.685)